

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休きは、そ  
の日に當ります)

## 鳥取県告示第百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
熊野歯科医院	倉吉市西町二七〇一	昭和六十年一月八日

## 鳥取県告示第百十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
熊野歯科医院	倉吉市西町二六八二	昭和五十九年一月十二日

告 示

- ♦告 示 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 救急診療所の認定
- 土地改良区の役員の就退任（二件）
- 土地改良区の役員の退任（二件）
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良法による換地計画の決定（三件）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（十件）
- 土地収用法による事業の認定
- 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画事業の認可
- 道路管理者の河川管理施設の管理の実施

鳥取県告示第百十三号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急診療所であると認めたので、同令第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称 所 在 地  
西伯郡名和町大字富長七五五—五  
外科、整形外科キマチ医院

鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西尾邑次

### 退任した役員の氏名及び住所

理事 石賀 稔  
吉田 勤  
倉吉市下大江一七四一  
長反町四六六

四四九

就任した役員の氏名及び住所

堀 尊雄 東鴨七六

昭和五十九年十二月四日就任 任期四年

鳥取県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

西伯郡名和町大字押平一五四

大字高田四五四  
五九七一九

一一六

斎藤操

中原義高

小川直信

山田重信

安太郎

前田正信

拓男

繁

柑康夫

大字大塚八三

四三八

一一一

大字茶畠五四一  
一六一

四二四

四二四

四三八

就任した役員の氏名及び住所

西伯郡名和町大字押平一五四  
大字高田四八二一三

大字高田四八二一三  
六〇〇

大字茶畠五四一  
二一七

大字押平二一〇一六  
二六

大字押平七五二  
大字古御堂二三三

大字押平一五三  
四二五

大字押平一五三  
五三二

大字押平一〇八  
一六一

大字茶畠五四一  
一六一

大字茶畠五四一  
一六一

大字茶畠五四一  
一六一

大字茶畠五四一  
一六一

勝部名将

八二

野口圭

大字茶畠四〇二

吉野澄雄

大字古御堂三七六

谷田義雄

大字押平七一三

監事 古村睦正

一五六

監事 古村睦正

大字古御堂三七六

昭和五十九年五月十八日退任

大字高田四六六

石堂中原元浩

大字大塚八四  
八五

昭和60年2月8日 金曜日

## 鳥取県公報

監事 齊藤信義 大字高田四九四

谷野拓男 大字押平一六一

昭和五十九年五月十九日就任 任期二年

退任した役員の氏名及び住所

理事 宅野光輝 西伯郡岸本町岩屋谷三六九

昭和五十九年十二月九日退任

## 鳥取県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 岩本猛義 倉吉市上米積三七一

昭和五十九年十一月二日退任

## 鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る名和地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年二月八日

一 縦覧に供する書類

- 二 換地計画書の写し  
縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
名和町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第二百二十号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十年二月八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し  
縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
犬栄町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第二百二十一号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十年二月八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し  
縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
大栄町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、  
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

### 鳥取県告示第百二十二号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業黒坂（下町）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（根妻）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第百二十三号

日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（根妻）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第百二十四号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

日野町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

日南町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下三栄地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良

### 鳥取県告示第百二十四号

日南町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下三栄地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良

法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

昭和六十一年二月九日から二十日間

日野町役場

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

土地改良事業計画書及び条例の写し

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

鳥取県告示第二百二十六号

日南町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業三栗地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

昭和六十一年二月八日

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間**
- 昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 日南町役場
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第二百二十七号**
- 日南町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業井原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十年二月八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 
- 一 縦覧に供する書類**
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**
- 昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 日南町役場
- 
- 一 縦覧に供する書類**
- 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間**
- 昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
- 日南町役場
- 
- 四 異議の申出**
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百二十九号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
中山町役場

四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十年二月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
中山町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第百三十号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年二月八日

鳥取県告示第百三十一号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

中山町立運動公園建設事業  
三 起業地

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間
- 昭和六十年二月九日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
- 中山町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百三十三号**  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第百三十二号**  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和六十年二月八日

鳥取県告示第百三十三号  
一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年八月四日 鳥取県指令受都計第百十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市徳吉字墓原及び字梶田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市弥生町二六三一四

有限会社橋本商事

代表取締役 橋本満義

- 一 起業者の名称
- 二 事業の種類

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

道路管理者が河川管理施設の管理を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県根雨土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

## 一 施行者の名称

日吉津村

## 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業

日吉津村公共下水道

## 三 事業施行期間

昭和六十年二月八日から昭和六十九年三月三十一日まで

## 四 事業地

西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉地内

2 使用の部分  
なし

## 五 管理の内容

- (一) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内に

## 鳥取県告示第百三十五号

## 六

(二) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧管理の期間

昭和六十年二月一日から道路が存続する日まで

あるものについての維持

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥  
取  
縣

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】